

入札参加者各位

太子町

令和7年4月からの入札・契約制度の改正について

入札・契約手続きの公平性・透明性・競争性を確保し、適正な事務の執行と効率化を図るため、以下のとおり入札・契約制度を改正します。

1 最低制限基本価格（測量・建設コンサルタント業務）に係る算出式の改定

測量・建設コンサルタント業務における最低制限基本価格の算出式及び設定範囲について、国土交通省及び兵庫県と同水準に改定します。

【改定内容】**(1) 区分毎の算出式**

区 分	現 行	改 定 後
測量業務	$[\text{直接測量費}] \times 1.0$ $+ [\text{測量調査費}] \times 1.0$ $+ [\text{諸経費}] \times 0.48$	$[\text{直接測量費}] \times 1.0$ $+ [\text{測量調査費}] \times 1.0$ $+ [\text{諸経費}] \times 0.5$
土木関係の 建設コンサル タント業務	$[\text{直接人件費}] \times 1.0$ $+ [\text{直接経費}] \times 1.0$ $+ [\text{その他原価}] \times 0.9$ $+ [\text{一般管理費等}] \times 0.48$	$[\text{直接人件費}] \times 1.0$ $+ [\text{直接経費}] \times 1.0$ $+ [\text{その他原価}] \times 0.9$ $+ [\text{一般管理費等}] \times 0.5$
地質調査業務	$[\text{直接人件費}] \times 1.0$ $+ [\text{間接調査費}] \times 0.9$ $+ [\text{解析等調査業務費}] \times 0.8$ $+ [\text{諸経費}] \times 0.48$	$[\text{直接人件費}] \times 1.0$ $+ [\text{間接調査費}] \times 0.9$ $+ [\text{解析等調査業務費}] \times 0.8$ $+ [\text{諸経費}] \times 0.5$
補償関係業務	$[\text{直接人件費}] \times 1.0$ $+ [\text{直接経費}] \times 1.0$ $+ [\text{その他原価}] \times 0.9$ $+ [\text{一般管理費等}] \times 0.45$	$[\text{直接人件費}] \times 1.0$ $+ [\text{直接経費}] \times 1.0$ $+ [\text{その他原価}] \times 0.9$ $+ [\text{一般管理費等}] \times 0.5$

(2) 設定範囲

区 分	現 行	改 定 後
建設コンサルタント業務	上限割合：10分の8 下限割合：10分の6	上限割合：10分の8.1 下限割合：10分の6
補償関係業務	上限割合：10分の8 下限割合：10分の6	上限割合：10分の8.1 下限割合：10分の6

【適用時期】

令和7年4月1日以降に入札公告・通知を行う案件について適用

2 太子町指名停止基準の改正（適用範囲の見直し、措置要件の追加）

指名停止基準について、兵庫県や他市町と同水準とするため、次のとおり措置要件の適用範囲（地域）を見直すと共に、新たに措置要件を2項目追加します。

【改正内容】

(1) 適用範囲（地域）の見直し

措置要件	現行の最大適用範囲	改正後の最大適用範囲
工事故	<u>近畿府県の区域内</u> の工事等	<u>兵庫県内</u> の工事等
補助金の不正受給を目的とした不正行為	<u>全国</u> の工事等	<u>兵庫県内</u> の工事等
暴力行為	<u>全国</u> の工事等	<u>兵庫県内</u> の工事等
業務関連法令違反	<u>全国</u> の工事等	<u>兵庫県内</u> の工事等
自動車の保管場所の確保等に関する法律違反	<u>近畿府県の区域内</u> での法律違反	<u>兵庫県内</u> での法律違反
不当介入の報告義務違反	<u>全国</u> の工事等	<u>町発注</u> の工事等

(2) 措置要件の追加

措置要件	指名停止期間
町発注の工事等の契約に係る競争入札において、落札候補者が、正当な理由なく落札者となることを辞退したとき。	認定の日から3か月
町発注の工事等の契約に係る競争入札において、落札者が、正当な理由なく契約を辞退したとき。	認定の日から3か月

【適用時期】

令和7年4月1日以後の行為について適用